



本商品は2013年12月31日をもって、新規の販売を停止しております。記載の内容は、この資料が作成された2013年4月時点のもので、既にご契約いただいているお客さま専用の参考資料です。

## 契約締結前交付書面 (契約概要／注意喚起情報)

### マ ス フ リ ー ダ ム 米 ド ル 運 用 タ イ プ

積立利率金利連動型年金(米ドル建)  
— 一年金額確定特約付 —

この書面は、保険業法第300条の2(準用金融商品取引法第37条の3第1項)に基づき、契約締結前にお客さまへの交付が義務づけられた「契約締結前交付書面」です。当商品の重要な事項について、「契約概要」と「注意喚起情報」に分類してご説明しています。

#### ご契約前に必ずお読みください。

- この「契約概要」「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。
- 特にお支払事由や給付に関する制限事項、ご解約時のお取扱いや乗換の注意事項等、お客さまにとって不利益な情報が記載された部分については、あらかじめご了承のうえ、お申込みください。
- この「契約概要」「注意喚起情報」のほか、給付金のお支払事由およびお支払いできない場合等の詳細やご契約内容に関する事項、ならびに主な保険用語のご説明等については、「ご契約のしおり・約款」に記載していますので、あわせてご確認ください。



## 積立利率金利連動型年金（米ドル建）年金額確定特約付

この「契約概要」は、ご契約内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。「契約概要」に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。お支払事由の詳細や制限等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

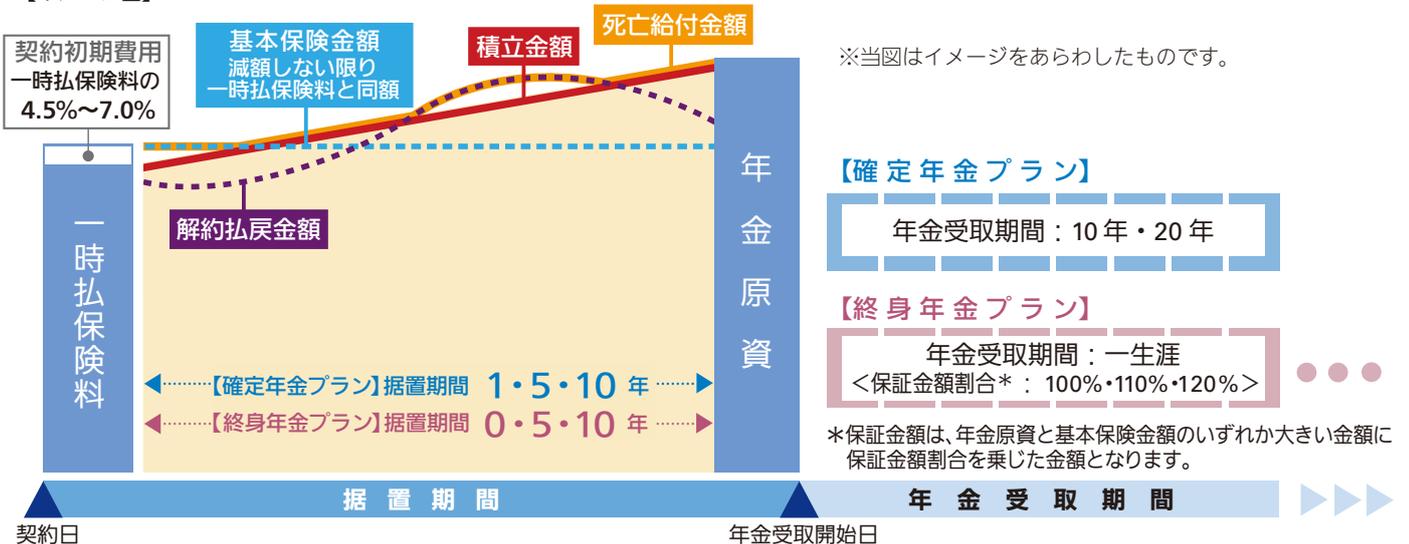
### 1 引受保険会社の名称および住所・連絡先について

- 名称：マスミューチュアル生命保険株式会社
- 住所：〒135-0063 東京都江東区有明3-5-7
- 電話：0120-001-262（カスタマーサービスセンター）
- ホームページ：http://www.massmutual.co.jp

### 2 商品の特徴について

- この商品は、積立金を一般勘定で管理するとともに、マスミューチュアル生命所定の方法により計算した積立利率で運用しており、将来の年金額がご契約時点において米ドルで確定する年金保険です。
- この商品は、解約払戻金額等に、市場金利に応じて資産の時価の変動を反映する仕組みとなっております。
- この商品は、マスミューチュアル生命保険株式会社（以下「当社」といいます）を引受保険会社とする生命保険商品です。

【イメージ図】



※この「契約概要」においては、確定年金（期間指定型）【据置期間：1年、5年、10年】を「確定年金プラン」、年金総額保証付終身年金【据置期間：0年（即時払年金特則付加）、5年、10年】を「終身年金プラン」と表記しています。

### ⚠ 市場リスク・為替リスクについて

この保険は、据置期間中の解約払戻金額、年金受取期間中の年金一括受取の受取額等に、市場金利の変動に応じた市場価格調整が適用されることから、その受取額等が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。  
この保険は、為替相場の変動により、年金等の受取時円換算額が、一時払保険料や年金等の契約時円換算額を下回る場合があります。

### 3 お客さまにご負担いただく費用について

この保険にかかる費用は、契約初期費用、保険期間中の費用の合計額です。  
また、円貨と外国通貨を交換される場合等で、外国通貨のお取扱いに必要とされる費用があります。

● 契約初期費用

ご契約時には、ご契約の締結等にかかる費用として、一時払保険料から契約初期費用をご負担いただきます。契約初期費用は、一時払保険料に対して下表の割合を乗じた金額となります。

確定年金プラン			終身年金プラン	
据置期間	年金受取期間		据置期間	年金受取期間
	10年	20年		
1年	4.5%	5.5%	0年	7.0%
5年	5.0%	6.0%	5年	
10年	5.5%	6.5%	10年	

● 保険期間中の費用

年金受取時の費用として、毎年の年金受取時に年金額の1%の年金管理費を積立金から控除します。  
なお、積立金額の計算等に用いる積立利率は、基準金利をもとに積立利率を設定する際に、ご契約の維持に必要な費用と死亡保障に必要な費用を差し引いています。

● 外国通貨のお取扱いに必要となる費用

米ドル建の保険料を円貨にてご用意される際には為替手数料が必要となる場合があります。また、保険料を米ドルでお払込みになる際には、銀行への振込手数料等の手数料をご契約者に負担していただく場合があります。また、当社からお支払いする年金等を米ドルでお受取りになる際や、その米ドルを円貨に交換してお引出しする際にも手数料が必要となる場合があります。

### 4 積立利率について

- 積立利率は、毎月2回設定され、それぞれ契約日が「1日～15日」「16日～末日」となるご契約に適用されます（契約日時点の積立利率が適用されますので、申込日時点の積立利率と異なる可能性があります）。

※契約日とは、当社がご契約をお引受けすることを決定（承諾）した場合、一時払保険料（相当額）を受取った日を指します。

- 積立利率は、基準金利に最大0.50%を増減させた範囲内で当社の定めた率（基準金利に安全率を適用した率）から、ご契約の維持に必要な費用としての維持費率、死亡保障に必要な費用としての死亡保障費率を差し引いて設定されます。
- 基準金利とは、年金の種類ならびに据置期間および年金受取期間を通算した期間等に基づき定まる当社所定の期間に応じた米ドル金利スワップレート\*をいいます。
- 将来の運用情勢の変化により金利スワップレート\*が消滅したとき等、指標金利として用いることが適切でなくなった場合は、主務官庁の認可を得て指標金利をこの保険の運用対象と連動する金利に変更することがあります。この場合、指標金利を変更する2ヵ月前までにご契約者にお知らせします。
- 積立利率は、積立金に対する利回りであり、一時払保険料に対する利回りではありません。

\*金利スワップレート：国際金融市場での中長期金利の代表的な指標



## 5 ご契約のお取扱いについて

ご契約のお取扱いについては以下のとおりとなります。

プラン	確定年金プラン		終身年金プラン	
据置期間/ 契約年齢 (被保険者の満年齢)	据置期間	契約年齢	据置期間	契約年齢
	1年	0～89歳	0年	16～89歳
	5年	0～85歳	5年	11～85歳
	10年	0～80歳	10年	6～80歳
一時払保険料/年金額	一時払保険料・年金額のお取扱いは下記の①②を満たす範囲内となります。			
①一時払保険料	20,000米ドル以上(100米ドル単位) ※契約年齢が70歳以上の場合は、20,000米ドル以上5億円(通算為替レート*により円換算)以下 ※保険料円入金特約を付加する場合200万円以上(1万円単位) (契約年齢が70歳以上の場合は、200万円以上5億円以下) ※円によりお払込みいただく場合の為替レートはTTM(対顧客電信仲値)となります。			
②年金額	最低:1,000米ドル(年金円支払特約を付加しない場合6,000米ドル) 最高:3,000万円(通算為替レート*により円換算)			
保険料払込方法	一時払のみ(指定金融機関口座への送金扱いのみ)			
必ず付加する特約・特則	年金額確定特約		年金額確定特約 即時払年金特則(据置期間0年の場合)	

\*円換算にあたっては、契約日が属する年度の当社が定める通算為替レートを用います。

※同一被保険者で当社の他の一時払定額年金保険契約がある場合は、その年金額と本商品の円換算年金額を通算して3,000万円(かつご契約年齢が70歳以上の場合は一時払保険料で5億円)を超えることはできません。



**ご注意**

一時払保険料(基本保険金額)・据置期間・年金受取期間等の具体的なご契約の内容については、「申込書」に記入していただきますので、お申込みの際には、この「契約概要」と「申込書」にてご契約内容をご確認ください。

## 6 年金のお取扱いについて

●年金種類は、以下のとおりとなります。

プラン	年金種類	年金受取期間/保証金額割合
確定年金プラン	確定年金(期間指定型)	年金受取期間:10年・20年
終身年金プラン	年金総額保証付終身年金	保証金額割合:100%・110%・120%

※年金総額保証付終身年金の保証金額は、年金原資と基本保険金額のいずれか大きい金額に保証金額割合(100%・110%・120%から選択)を乗じた金額となります。

※年金受取開始年齢は最長90歳となります。なお、年金総額保証付終身年金の場合、受取保証部分の期間満了時の被保険者の年齢が120歳を超えることはできません。

※市場金利情勢等によっては、ご選択いただけない据置期間や年金種類、年金受取期間がある場合があります。

●年金を円により受取る場合(年金円支払特約を付加した場合)、年1回受取の他、2回(半年ごと)・4回(3ヵ月ごと)・6回(2ヵ月ごと)・12回(毎月)と分割してお受取りいただくこともできます(ただし、分割1回あたりの受取額は年2・4・6回払は500米ドル以上、年12回払は250米ドル以上となる必要があります)。なお、米ドルにて年金を受取る場合には年金の分割受取はお取扱いしません。

## 7 保障内容（死亡給付金のお支払い）について

据置期間中に被保険者が亡くなられた場合には、死亡給付金が支払われます。

給付金の種類	お支払いする事由	お支払いする金額	お支払いできない場合の例 (給付に際しての制限事項)
死亡給付金	被保険者が据置期間中に亡くなられたとき	基本保険金額または被保険者が亡くなられた日における積立金相当額もしくは解約払戻金相当額のいずれか大きい金額	責任開始の日からその日を含めて3年以内に被保険者が自殺した場合や重大事由によりご契約が解除された場合等

## 8 付加できる特約について

この保険には以下の特約を付加することができます。

保険料円入金特約	米ドル建の保険料を当社所定の為替レート* <sup>1</sup> により円でお払込みいただくことができます。
円支払特約	解約払戻金・死亡給付金等を当社所定の為替レート* <sup>1</sup> により円でお受取りいただくことができます。
年金円支払特約	毎回の米ドル建の年金を当社所定の為替レート* <sup>1</sup> により円でお受取りいただくことができます。初回の年金の請求時に限り、この特約を解約することができます。実際に円によりお受取りいただいた後は、解約することができません。
新為替ターゲット特約	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 年金円支払特約とあわせて付加することで、為替判定日の年金円支払特約の為替レートがあらかじめご指定いただいた基準となる為替レート（為替ターゲットレート）*<sup>2</sup>と同一または円安となった場合、円にて年金をお受取りいただき、円高となった場合は年金をお受取りいただくが、米ドルにて据え置くことができます。据え置かれた年金（以下「据置年金」といいます）は、据え置き後の為替判定日において、為替ターゲットレートと同一または円安となった場合に、当社所定の利率により計算した利息とあわせて円によりお受取りいただけます*<sup>3</sup>。</li> <li>• 据置年金とその利息は、いつでも円または米ドルにて引出すことができます。</li> <li>• 為替ターゲットレートの変更やこの特約の解約をすることができます。また、年金円支払特約が解約されたときにはこの特約は消滅します。</li> </ul>
指定代理請求特約	<p>ご契約者（年金受取開始日以後は年金受取人）は被保険者の同意を得てあらかじめ指定代理請求人を指定することにより、年金受取人が年金を請求できない次の事情があるときに、年金受取人にかわり、指定代理請求人等が年金の請求を行うことができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 年金の請求を行う意思表示が困難であると当社が認めるとき。</li> <li>• その他これに準じる状態であると当社が認めるとき。</li> </ul> <p>指定代理請求人は次の範囲から1名をご指定いただけます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 被保険者の戸籍上の配偶者</li> <li>• 被保険者の直系血族</li> <li>• 被保険者の兄弟姉妹</li> <li>• 被保険者と同居または被保険者と生計を一にする被保険者の3親等以内の親族</li> </ul> <p>※代理請求を行うことができるのは、被保険者が年金受取人となるご契約の年金の請求となります。 ※指定代理請求人は、ご契約内容の変更等を行うことはできません。</p>

\* 1 当社所定の為替レートについては、P6の「11. 適用為替レートについて」をご覧ください。

\* 2 為替ターゲットレートは、特約の申込日の当社所定の為替レートに対して当社所定の範囲で設定することができます。

\* 3 年金受取の最終分については、最後の為替判定日における為替レートが為替ターゲットレートより円高の場合、米ドルにて年金をお受取りいただけます。また、最後の為替判定日において据置年金があるときには、米ドルにて据置年金および利息の全額をお受取りいただけます（年金受取人からお申出があった場合は、円によるお受取りに変更することができます）。詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご参照ください。

## 9 配当金について

この保険に配当金はありません。



## 10 解約等について

据置期間中にご契約を解約・減額\*された場合、解約払戻金をお受取りいただきます。解約払戻金の計算に際しては市場価格調整を行いますので、市場金利の変動によりその金額は増減します。

\*減額後の基本保険金額が20,000米ドル未満となる場合はお取り扱いできません。

### 市場価格調整とは

市場価格調整とは、解約払戻金の受取、年金の一括受取等の際に、その対象となる額に対する資産の時価を反映させる調整手法です。一般に国債等の固定金利資産に投資されている資産価格は、市場金利の変動に応じて価格が変動します。例えば、投資時点よりも市場金利が高くなると資産価値は減少し、一方、投資時点よりも市場金利が低くなると資産価値は増加する性質があります。

### 解約払戻金額の計算方法

解約払戻金額は次のとおり計算します。

$$\text{解約払戻金額} = \text{解約計算基準日の積立金額} \times (1 - \text{解約計算基準日の市場価格調整率})$$

### 解約払戻金額の計算例

【ご契約例】 年金種類：10年確定年金 一時払保険料：100,000米ドル 据置期間：10年 積立利率：3.00%

契約日からの経過年数	積立金額 (米ドル)	解約払戻金額 (米ドル)		
		契約日の積立利率と解約計算基準日の積立利率の変動幅		
		0.5% 上昇	変化なし	0.5% 低下
1年後	97,335	88,574	94,317	100,459
2年後	100,255	91,893	97,377	103,222
3年後	103,262	95,342	100,546	106,061
4年後	106,360	98,915	103,808	108,977
5年後	109,551	102,627	107,185	111,972
6年後	112,838	106,474	110,671	115,049
7年後	116,223	110,470	114,270	118,222
8年後	119,710	114,610	117,986	121,469
9年後	123,301	118,911	121,821	124,805
10年後	127,000	123,368	125,768	128,245

※この保険では、解約計算基準日の積立利率が契約日の積立利率より上昇または0.25%未満の低下の場合、解約払戻金額はその時点の積立金額よりも減少し、0.25%超低下した場合には増加します。

※上記の金額は、1年後から9年後は、年単位の契約応当日を基準に計算しています。10年後は、据置期間満了時の金額を記載しています。なお、ドル未満を切り捨てております。

### 市場価格調整が適用される場合について

解約払戻金の受取または年金の一括受取の際には、市場価格調整が適用されます。



据置期間中に解約された場合、一時払保険料の一部は契約初期費用にあてられるため、また、市場価格調整の適用により解約時の市場金利等に応じて解約払戻金が増減するため、解約払戻金が一時的に一時払保険料を下回る場合があります。

## 11 適用為替レートについて

この保険に適用する換算基準日および為替レートは以下のとおりです。

対象	付加する特約	換算基準日* <sup>1</sup>	適用する為替レート
一時払保険料（相当額）	保険料円入金特約	一時払保険料（相当額）の受領日	当社所定の為替レート* <sup>2</sup>
年金	年金円支払特約	年金受取日または必要書類が当社の本店に到着した日の翌営業日のいずれか遅い日	
年金の一括受取	年金円支払特約	必要書類が当社の本店に到着した日の翌営業日	
解約払戻金	円支払特約		
死亡給付金	円支払特約		

\* 1 換算基準日が当社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、翌営業日となります。

\* 2 当社所定の為替レートは、当社が指標として指定する金融機関が公示する、換算基準日における TTM（対顧客電信仲値）とします。1 日のうちに TTM（対顧客電信仲値）の公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。為替レートは、当社カスタマーサービスセンターまたはホームページにてご案内しております。また、この為替レートは日々変動しますので、ご案内した為替レートは当日中のみ有効です。

この「契約概要」は「ご契約のしおり・約款」上の「年金支払開始（日）」「年金支払日」「分割支払」「年金支払期間」「一括支払」を各々「年金受取開始（日）」「年金受取日」「分割受取」「年金受取期間」「一括受取」と読み替えています。



## 積立利率金利連動型年金（米ドル建） 年金額確定特約付

この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。この「注意喚起情報」のほか、お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

### お客さまにご負担いただく費用についてご確認ください。

この保険にかかる費用は、契約初期費用、保険期間中の費用の合計額です。また、円貨と外国通貨を交換される場合等で、外国通貨のお取扱いに必要なとされる費用があります。

#### ■ 契約初期費用（ご契約の締結等に必要な費用）

契約初期費用として、年金の種類、据置期間および年金支払期間に応じ、一時払保険料の4.5%～7.0%を一時払保険料から控除します。

#### ■ 保険期間中の費用

年金支払時の費用として、毎年の年金支払時に年金額の1%の年金管理費を積立金から控除します。なお、積立金額の計算等に用いる積立利率は、基準金利をもとに積立利率を設定する際に、ご契約の維持に必要な費用と死亡保障に必要な費用を差し引いています。

#### ■ 外国通貨のお取扱いに必要な費用

米ドル建の保険料を円貨にてご用意される際には為替手数料が必要となる場合があります。また、保険料を米ドルでお払込みになる際には、銀行への振込手数料等の手数料をご契約者に負担していただく場合があります。また、マスミューチュアル生命からお支払いする年金等を米ドルでお受取りになる際や、その米ドルを円貨に交換してお引出しする際にも手数料が必要となる場合があります。

### 市場リスク・為替リスクについてご確認ください。

#### ■ 市場価格調整があります

この保険は解約時に市場金利の変動に応じた運用資産の価値変動を解約払戻金額に反映させる市場価格調整を行います。解約払戻金は、解約計算基準日の積立金に市場価格調整を適用して計算するため、市場金利の変動により、その金額は増減します。

具体的には、解約計算基準日の市場金利がご契約時の市場金利よりも上昇している場合には、その時点の積立金よりも解約払戻金は減少する性質があります。したがって、解約払戻金額が一時払保険料を下回る場合があります。解約の他に、年金の一括支払の際も、市場価格調整が適用され、受取総額が一時払保険料を下回る場合があります。

#### ■ 為替リスクがあります

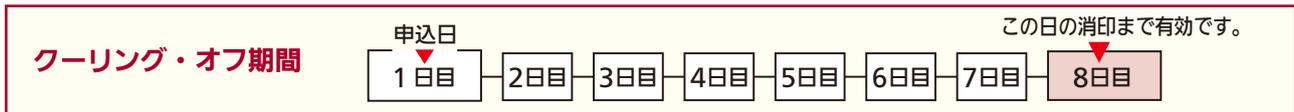
この保険は、米ドル建であるため、為替相場の変動による影響（為替リスク）を受けます。為替相場の変動により、年金等の受取時円換算額が、一時払保険料や年金等の契約時円換算額を下回る場合があります。

※この保険の商品内容、リスク等に関するご注意事項をよくご確認ください、ご加入にあたっては、余裕資金をもってお願いいたします。

## ご契約に関わる制度やお取扱いについて

### 1 クーリング・オフ制度（お申込みの撤回等）の対象となります。

- 保険契約の申込者またはご契約者（以下「申込者等」といいます）は、保険契約の申込日から起算して8日以内であれば、マスマチュアル生命保険株式会社（以下「当社」といいます）の本店への書面での郵便によるお申出により、その保険契約のお申込みの撤回または解除（以下「お申込みの撤回等」といいます）をすることができます。
- 保険契約のお申込みの撤回等は、書面の発信時（郵便の消印日付）に効力を生じますので、上記の期間内（8日以内の消印有効）に書面（封書）によりお送りください。



#### 【書面送付先】

〒135-0063 東京都江東区有明3-5-7  
マスマチュアル生命保険株式会社  
カスタマーサービスセンター宛

- 保険契約のお申込みの撤回等があった場合は、当社は申込者等に対し、お申込みいただいた金額を全額お返しいたします（米ドルで保険料をご入金いただいた場合、同額の米ドルにてお返しいたします）。
- 次の場合には、保険契約のお申込みの撤回等を行うことはできません。
  - ① 申込者等が法人の場合、または個人事業主（雇用主）が事業としてご契約された場合
  - ② 債務の履行を担保するための保険契約である場合
  - ③ 既契約の内容変更である場合

※クーリング・オフ制度の詳細につきましては、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

### 2 お申込み時にご報告いただく事項（告知）について

ご契約のお申込みにあたって、被保険者の健康状態や職業についてお知らせ（告知）いただく必要はありません。

### 3 保障を開始する時期について【責任の開始】

- 当社がご契約をお引受けすることを決定（承諾）した場合は、当社は一時払保険料（相当額）を受取った時からご契約上の責任を負います。
- 募集代理店の担当者（生命保険募集人）は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。
- ご契約の成立後にご契約内容の変更等をされる場合にも、当社の承諾が必要になることがあります。



## 4 死亡給付金等をお支払いできない場合について

次の場合には、死亡給付金等をお支払いできないことがあります。

### <免責事由に該当した場合>

- 責任開始の日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺
- ご契約者または死亡給付金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき 等

### <重大事由による解除の場合>

- ご契約者または死亡給付金受取人が死亡給付金を詐取する目的で事故を起こした（未遂を含みます）とき
- ご契約者、被保険者、死亡給付金受取人または年金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき 等

### <ご契約者が死亡給付金を不法に取得する目的等でご契約を締結され、ご契約が無効となった場合>

### <ご契約者または被保険者の詐欺によりご契約を締結され、ご契約が取消しとなった場合>

※死亡給付金等をお支払いできない場合の詳細につきましては、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

## 5 お支払いに関する手続き等の留意事項について

- お客さまからのご請求に応じて、死亡給付金等のお支払いを行う必要がありますので、死亡給付金等のお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに当社のカスタマーサービスセンターまでご連絡ください。
- お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、死亡給付金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合、および死亡給付金等のお支払期限については、「ご契約のしおり・約款」に記載されておりますので、あわせてご確認ください。
- 当社からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所等を変更された場合には必ずご連絡ください。
- 指定代理請求特約を付加された場合は、指定代理請求人に対し、お支払事由および代理請求できる旨、お伝えください。

※指定代理請求特約については「契約概要」P4の「8. 付加できる特約について」をご覧ください。

## 6 積立利率について

積立利率については、「契約概要」P2の「4. 積立利率について」をご覧ください。

## 7 市場価格調整が適用される場合について [解約・年金の一括支払等]

- 解約払戻金の支払、年金の一括支払等の際は、市場価格調整が適用されます。
- 据置期間中に解約された場合、一時払保険料の一部は契約初期費用にあてられるため、また、市場価格調整の適用により、解約時の市場金利等に応じて解約払戻金が増減するため、解約払戻金が一時的に保険料を下回る場合があります。
- 市場価格調整、解約、解約払戻金額の計算方法・計算例につきましては、「契約概要」P5の「10. 解約等について」を、市場価格調整の適用方法および計算方法等の詳細につきましては、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

## 8 為替リスクについて

- この保険は、米ドル建であるため、為替相場の変動による影響（為替リスク）を受けます。



- 年金等の受取時の為替相場により円換算した年金等の受取額が、ご契約時の為替相場により円換算した年金等の受取額を下回ることがあります。
- 為替相場の変動により年金等の総受取額がご契約時の為替相場により円換算した一時払保険料を下回ることがあります。

## 9 元本欠損が生じる場合について

### <解約の場合>

ご契約時にお支払いいただいた一時払保険料のうち、一部は契約初期費用にあてられることにより、解約払戻金額は一時払保険料を下回ることがあります。また、解約払戻金は、解約計算基準日の積立金に市場価格調整を適用して計算するため、その金額は増減します。したがって、一時払保険料を下回ることがあります。  
※解約払戻金額の計算方法等の詳細につきましては、「契約概要」P5の「10. 解約等について」をご覧ください。

### <据置期間が短いご契約または積立利率が低いご契約の場合>

据置期間が短いご契約の場合、または適用される積立利率が低い場合、年金原資が一時払保険料を下回ることがあります。

### <年金の一括支払をした場合>

年金の一括支払をした場合、年金の一括支払額とすでにお支払いした総受取年金額の合計額が一時払保険料を下回ることがあります。

## 10 保険契約の保護について [生命保険会社の業務又は財産の状況が変化した場合]

保険会社の業務又は財産の状況変化により、ご契約時にお約束した年金額、死亡給付金額等が削減されることがあります。

**マスマチュアル生命は「生命保険契約者保護機構」に加入しています。また、積立利率金利連動型年金（米ドル建）年金額確定特約付は生命保険契約者保護機構による補償の対象契約です。**

生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、ご契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の年金額、死亡給付金額等が削減されることがあります。詳細については生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

<b>生命保険契約者保護機構</b>	TEL 03-3286-2820 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時 ホームページアドレス <a href="http://www.seihohogo.jp/">http://www.seihohogo.jp/</a>
--------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



## 11

### 新たな保険契約への乗り換えについて [現在ご契約中の保険契約の解約を検討されている場合]

現在ご加入されている保険契約を解約・減額して、新たな保険契約にご加入される際には、一般的に次のような場合、ご契約者にとって不利益となることがあります。

- 多くの場合、解約払戻金は、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの払戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。
- 解約・減額された場合、一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失うことになる場合があります。
- 現在ご加入されている保険契約を解約された場合、新たな保険契約のお取扱いにかかわらず、いったん解約されたご契約は元に戻すことはできません。

## 12

### 税金のお取扱いについて

#### 〈ご契約時〉

お払込みいただいた保険料は、払込まれた年の「一般の生命保険料控除」の対象となります。

※個人年金保険料控除の対象ではありません。

#### 〈年金支払開始日前〉

解約時の差益に対する課税

年金種類	契約後5年以内の解約	契約後5年超の解約
確定年金（期間指定型）	20.315% 源泉分離課税	所得税（一時所得）＋住民税
年金総額保証付終身年金	所得税（一時所得）＋住民税	

死亡給付金に対する課税

契約者	被保険者	死亡給付金受取人	税金の種類
本人	本人	配偶者または子	相続税
本人	配偶者または子	本人	所得税（一時所得）＋住民税
本人	配偶者（または子）	子（または配偶者）	贈与税

#### 〈年金支払開始日以後〉

年金に対する課税（契約者＝年金受取人の場合）

年金種類	年金の受取時	年金の一括受取時
確定年金（期間指定型）	所得税（雑所得）＋住民税	所得税（一時所得）＋住民税
年金総額保証付終身年金		所得税（雑所得）＋住民税

### 〈税務取扱上の換算基準日と適用レート〉

この保険は日本において契約される生命保険契約であることから、税金のお取扱いにつきましては、一般的に下記の基準により米ドルを円に換算した上で、円建の生命保険と同様に取扱います。

対象	換算基準日	適用為替レート*1
保険料	一時払保険料の受領日	TTM
死亡給付金	支払事由発生日(相続税の対象となる場合)	TTB*2
	支払事由発生日(所得税の対象となる場合)	TTM
年金	年金支払日	TTM
年金の一括支払	必要書類の当社到着日	TTM
解約払戻金	必要書類の当社到着日 (源泉分離課税の対象となる場合)	TTB*2
	必要書類の当社到着日 (所得税の対象となる場合)	TTM

\*1 当社が指標として指定する金融機関が公示する換算基準日における最終の値となります。

\*2 TTB：対顧客電信買相場

※保険料円入金特約を付加した場合、上記の保険料については、円でお支払いいただいた金額となります。

※円支払特約、年金円支払特約の付加により円でお受取りになる場合は、当社所定の為替レートによる円換算額を基準とします。



- 税務のお取扱いは 2013 年 1 月現在の税制に基づくもので、将来変更される可能性があります。なお、個別の税務のお取扱いについては、所轄の税務署等にご確認ください。
- 平成 25 年（2013 年）1 月 1 日から平成 49 年（2037 年）12 月 31 日までの所得について、所得税とあわせて復興特別所得税として「基準所得税額 × 2.1%」が課税されます。



## その他ご契約上の重要事項について

### 1 当社の組織形態について

保険会社の会社組織形態には、相互会社と株式会社があり、当社は株式会社です。株式会社は、株主の出資により運営されるものであり、株式会社のご契約者は相互会社のご契約者のように社員（構成員）として会社の運営に参加することはできません。

### 2 預金ではなく生命保険であることについて [預金等との違いについて]

この保険はマスマニューチュアル生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象とはなりません。

### 3 その他下記事項についてご確認ください。

この保険は据置期間の延長・短縮、基本保険金額の増額ならびに年金種類の変更のお取扱いはありません。

## ◆ ご契約の生命保険に関するご相談窓口等について

▼生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談については下記へご連絡ください。

マスミューチュアル生命 カスタマーサービスセンター



**0120-001-262**

受付時間／平日（月～金曜）午前9：00～午後5：00

※土・日曜、祝日は除きます。

※お客さまからのお問い合わせに対する適切な対応のため、通話を録音させていただいております。

### ▼指定紛争解決機関

- ・この商品に係る指定紛争解決機関は（社）生命保険協会です。
  - ・（社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております（ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/>）。
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

### 個人情報の利用目的について

マスミューチュアル生命保険株式会社は、お客さまの個人情報を、下記の目的のために、業務の遂行上必要な範囲で利用し、それ以外の目的には利用いたしません。

- ① 各種保険契約のお引き受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- ② 関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- ③ 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ④ その他保険に関連・付随する業務

お申込みに際しましては、この「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」のほか、必ず「ご契約のしおり・約款」をあわせてご確認ください。

〔募集代理店〕

〔引受保険会社〕

## マスマチュアル生命保険株式会社

〒135-0063 東京都江東区有明 3-5-7

フリーダイヤル ☎ **0120-001-262**

※ お客さまからのお問い合わせに対する適切な対応のため、通話を録音させていただきます。

受付時間：平日(月～金曜)午前 9:00～午後 5:00(土・日曜、祝日は除きます)

<http://www.massmutual.co.jp>

MM-02-J-13010-00(13.02)

 **UD**  
Universal  
Font  
読みやすい  
ユニバーサル  
デザイン文字